

議案第 13 号

各種事務事業の調整方針について

各種事務事業の調整方針について、別紙のとおり提案する。

平成 16 年 2 月 27 日提出

長岡地域合併協議会
会長 森 民 夫

各種事務事業の調整方針について（案）

1 法定合併協議会における調整方針案の作成

法定合併協議会においても、任意合併協議会と同様、6つの基本原則と3つの調整方針に基づき調整する。

6つの基本原則

1 一体性確保の原則

新しい市に移行する際、住民生活に支障がないよう、速やかな一体性の確保に努める。

2 住民福祉向上の原則

住民サービス及び住民福祉の向上に努める。

3 負担公平の原則

負担公平の原則に立ち、行政格差を生じないように努める。

4 健全な財政運営の原則

新しい市において健全な財政運営に努める。

5 行政改革推進の原則

行政改革の視点から事務事業の見直しに努める。

6 適正規模準拠の原則

自治体の規模に見合った事務事業の見直しに努める。

3つの調整方針

1 現状の社会情勢の認識を共有し、合併市町村の一体的発展(生き残り)を図るという視点で調整を行い、できることと、できないことがあるという認識を持ち、調整を行うものとする。

2 構成する市町村の行政制度は、その地域特性や歴史などに起因する様々な違いが当然あることから、お互いにその違いを尊重しながら調整を図るものとする。

3 各市町村の行政制度比較の結果、住民サービスの観点では、全体として長岡市の制度が充実していることから、トータルとして住民サービスを低下させないことを考えた時、基本的には長岡市の制度に基づいた調整を目安に行うものとする。

2 法定合併協議会への提出方法

任意合併協議会では、住民生活に関わりのある約600項目について現行制度と比較した結果、行政サービスは全体として向上するという結果が得られている。また、特に住民生活に関わりの深い17項目の行政サービスについても、調整方針が確認されている。

これらから法定合併協議会への提出方法は、17項目を含め約600項目の調整方針案を、分科会の所管ごとに分けて提出するものとする。

17 項目

ごみの収集	雪対策	生活路線バス	下水道使用料	水道料金
ガス料金	遠距離通学児童・生徒の通学費助成	就学援助・奨励費補助事業		
国民健康保険料(税)	介護保険料	診療所	福祉タクシー	
乳幼児の医療費助成	保育料(認可保育所保育料)	中小企業振興資金(普通貸付)		
土地改良事業補助金(市町村単独事業)		消防団		